第15回
定時株主総会招集ご通知

株式会社サイバーエージェント
（証券コード：4751）

CyberAgent

日時　平成24年12月14日（金曜日）午後１時

場所　セルリアンタワー東急ホテル内
地下２階ボールルーム

＊65頁の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

目　次

第15回定時株主総会招集ご通知 …… **1**

事業報告 …… **4**

1．企業集団の現況に関する事項 …… 4

2．会社の現況に関する事項 …… 11

連結計算書類 …… **23**

連結貸借対照表 …… 23

連結損益計算書 …… 24

連結株主資本等変動計算書 …… 25

計算書類 …… **27**

貸借対照表 …… 27

損益計算書 …… 28

株主資本等変動計算書 …… 29

監査報告書 …… **31**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告 …… 31

会計監査人の監査報告 …… 32

監査役会の監査報告 …… 33

株主総会参考書類 …… **34**

第１号議案　剰余金処分の件 …… 34

第２号議案　取締役８名選任の件 …… 35

第３号議案　当社取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件 …… 38

第４号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件 …… 42

株主総会会場ご案内図 …… **65**

【会社説明会開催のご案内】

定時株主総会終了後、引き続き株主総会会場におきまして、株主の皆様に当社へのご理解をより深めていただくため、「会社説明会」を開催いたします。お時間の許す株主様には定時株主総会とあわせてご参加賜りますようご案内申し上げます。

CyberAgent

証券コード4751
平成24年11月28日

株　主　各　位

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番１号
株式会社サイバーエージェント
代表取締役社長CEO　　藤田　晋

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上ご返送いただくか、議決権行使書用紙記載の当社議決権行使サイト（http://www.webdk.net）にアクセスし、３頁の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧の上、電磁的方法（インターネット）によりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成24年12月13日（木曜日）午後６時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成24年12月14日（金曜日）午後１時
２．場　　所　東京都渋谷区桜丘町26番１号
セルリアンタワー東急ホテル内　地下２階ボールルーム
（65頁の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項
１．第15期（平成23年10月１日から平成24年９月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第15期（平成23年10月１日から平成24年９月30日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　当社取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件
第４号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

4．招集にあたっての決定事項

(1) 代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 議案に対して賛否の記載がない場合

書面による議決権行使の際に議案に対して賛否の記載がない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取扱いいたします。

(3) 重複行使の取扱い

議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。

またインターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

(4) 議決権の不統一行使

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類」の連結注記表及び「計算書類」の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（http://www.cyberagent.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

したがって、本招集ご通知に記載しております連結計算書類及び計算書類は、監査役会または会計監査人が、監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告の内容、連結計算書類の内容及び計算書類の内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（http://www.cyberagent.co.jp）に掲載させていただきます。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1．インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトＵＲＬ】　http://www.webdk.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。（QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。）

2．インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。

3．インターネットによる議決権行使は、平成24年12月13日（木曜日）午後６時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。

4．書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5．インターネットによって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

6．議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

① インターネットにアクセスできること。

② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとしてMicrosoft® Internet Explorer 6.0以上を使用することができること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人　三井住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】　0120-186-417　（午前９時～午後９時）

〈議決権行使に関する事項以外のご照会〉　0120-176-417　（平日午前９時～午後５時）

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

平成23年度のスマートフォン出荷台数は前年度比2.8倍の2,417万台となり、総出荷台数の56.8％を占め、初めて過半数を超えました。今後もスマートフォンへの移行が加速し、平成24年度は2,790万台（総出荷台数の68.7％）、平成25年度は3,080万台（総出荷台数の75.1％）にまで拡大する見通しです（注１）。また、平成23年度の国内インターネットビジネス市場は約14兆円まで拡大し、平成24年度は約15兆円、平成28年度には約22兆円に達するものと予測されております（注２）。特にソーシャルゲーム市場の急成長が続いており、平成23年度は前年度比1.8倍の2,570億円、平成24年度には3,429億円に成長すると見込まれております（注３）。

このような環境のもと、当社グループは、Amebaを中心としたスマートフォンメディアのサービス強化やソーシャルゲームのラインナップ拡充に努めるとともに、ネットビジネス総合事業（旧インターネット広告代理事業）の変革にも取り組んでまいりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は、141,111百万円（前年同期間119,578百万円、18.0％増加）、営業利益は、17,410百万円（前年同期間14,349百万円、21.3％増加）、経常利益は、17,146百万円（前年同期間14,114百万円、21.5％増加）となりました。当期純利益は、8,522百万円（前年同期間7,323百万円、16.4％増加）となりました。

出所　（注１）㈱MM総研　（注２）㈱野村総合研究所　（注３）㈱矢野経済研究所

セグメント別の業績は次のとおりであります。

① Ameba関連事業

Ameba関連事業には、Ameba、アメーバピグ、AMoAd等が属しております。

当事業におきましては、フィーチャーフォンからスマートフォンへの移行期であったものの、売上高は25,015百万円（前年同期間17,450百万円、43.3％増加）、営業損益は5,586百万円の利益計上（前年同期間5,405百万円の利益計上、3.3％増加）となりました。

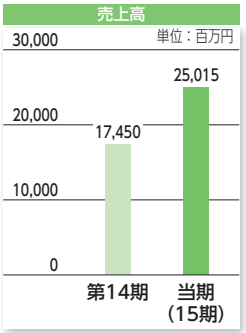

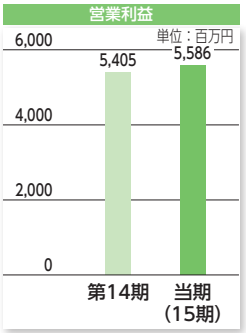

② メディア関連事業

メディア関連事業には、㈱Cygames、㈱アプリボット、㈱グレンジ等のグループ各社におけるソーシャルゲーム事業、㈱シーエー・モバイル等が属しております。

当事業におきましては、ソーシャルゲーム事業の拡大等により、売上高は48,040百万円（前年同期間34,288百万円、40.1%増加）、営業損益は5,009百万円の利益計上（前年同期間2,151百万円の利益計上、132.8%増加）となりました。

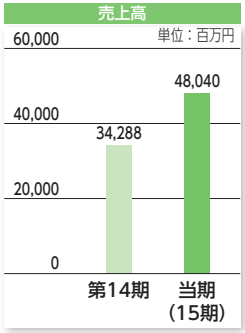

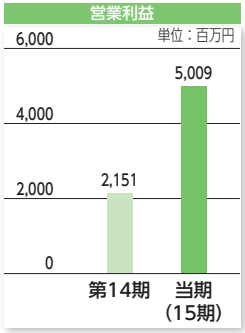

③ ネットビジネス総合事業

当期よりネットビジネス総合事業に変更し、インターネット広告代理専業からネットビジネス総合事業への変革に取り組んでまいりました。

当事業におきましては、スマートフォンのメディア事業立ち上げに注力しながらも、売上高は69,759百万円（前年同期間67,762百万円、2.9%増加）、営業損益は3,385百万円の利益計上（前年同期間3,830百万円の利益計上、11.6%減少）となりました。

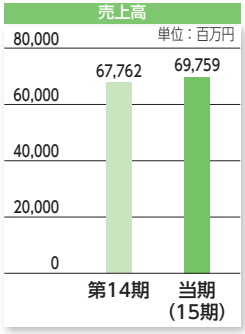

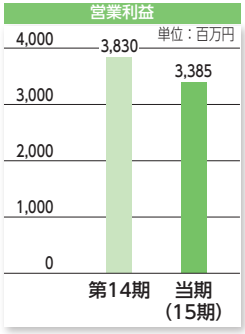

④　FX事業

FX事業には、㈱サイバーエージェントFXにおける外国為替証拠金取引が属しております。

口座開設数や預り資産が堅調に増加した結果、売上高は7,480百万円（前年同期間7,751百万円、3.5%減少）、営業損益は3,647百万円の利益計上（前年同期間3,200百万円の利益計上、14.0%増加）となりました。

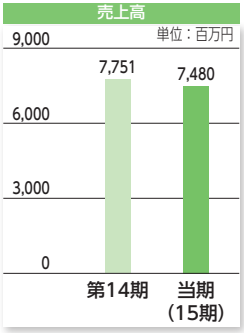

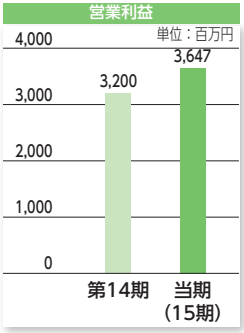

⑤　投資育成事業

投資育成事業には当社のコーポレートベンチャーキャピタル事業、㈱サイバーエージェント・ベンチャーズにおけるファンド運営等が属しており、キャピタルゲインを目的とした国内及びアジア圏の有望なベンチャー企業の発掘・育成・価値創造等を行っております。

当事業におきましては、保有株式の売却等により、売上高は352百万円（前年同期間234百万円、50.2%増加）、営業損益は219百万円の損失計上（前年同期間239百万円の損失計上）となりました。

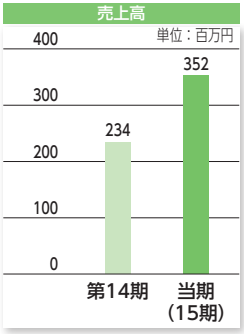

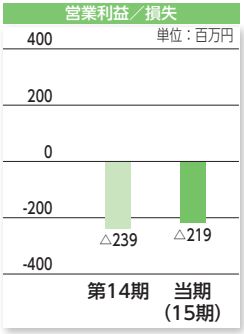

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は2,898百万円で、主要なものはサーバー及びネットワーク関連機器の購入に伴うものであります。

(3) 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、以下３点を主な経営課題と認識しております。

① Ameba関連及びメディア関連事業
スマートフォンプラットフォーム「Ameba」の確立
スマートフォン向けサービス・コミュニティ・ソーシャルゲームの強化

② ネットビジネス総合事業
スマートフォン向け広告の販売強化

③ 技術力の強化
優秀な技術者の採用・育成

これらの経営課題を解決して事業拡大・成長し続けるために、事業拡大に応じた内部管理体制やコーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、Amebaを中心としたメディア企業としてのブランドの浸透や人材採用・育成の強化に積極的に取り組んでまいります。

(9) 財産及び損益の状況

区　　分	第 12 期 (平成21年９月期)	第 13 期 (平成22年９月期)	第 14 期 (平成23年９月期)	第 15 期 (当連結会計年度) (平成24年９月期)
売　　上　　高（百万円）	93,897	96,650	119,578	141,111
営　業　利　益（百万円）	4,483	9,337	14,349	17,410
経　常　利　益（百万円）	4,347	9,225	14,114	17,146
当 期 純 利 益（百万円）	1,268	5,493	7,323	8,522
１株当たり当期純利益（円）	1,955.96	8,473.75	11,281.91	13,162.55
総　資　産　額（百万円）	67,291	83,723	111,689	136,366
純　資　産　額（百万円）	31,579	33,464	38,677	43,594
１株当たり純資産額（円）	39,687.65	46,511.86	56,499.21	64,518.29

【損益の状況の推移グラフ】

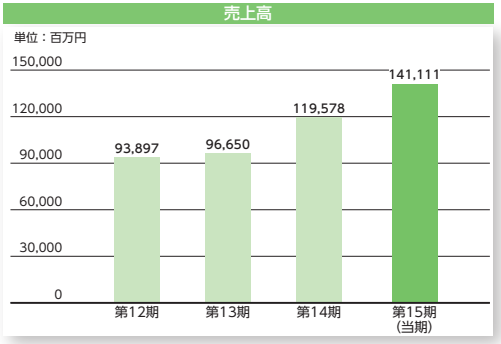

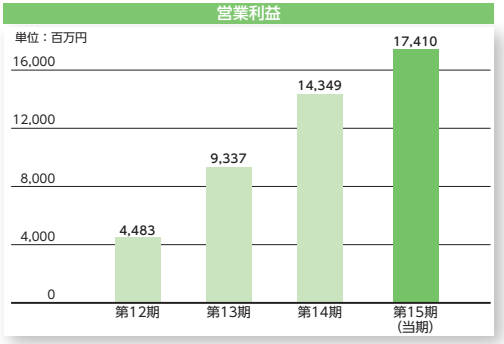

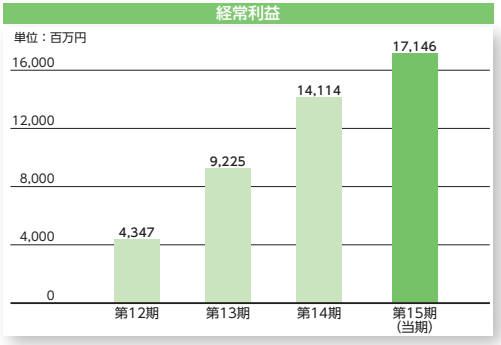

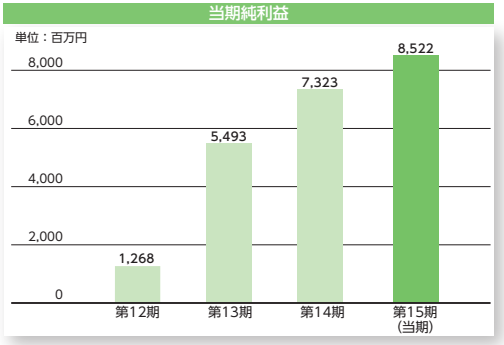

（10）主要な事業内容（平成24年９月30日現在）

事業内容	主な商品
Ａｍｅｂａ関連事業	Ameba、アメーバピグ、AMoAd等
メディア関連事業	ソーシャルゲーム事業、PC及びモバイルメディアの運営等
ネットビジネス総合事業	広告代理事業、スマートフォンメディア事業等
ＦＸ事業	外国為替証拠金取引事業
投資育成事業	コーポレートベンチャーキャピタル事業、ファンド運営等

（11）主要な拠点等（平成24年９月30日現在）

当社	本社：東京都渋谷区
㈱シーエー・モバイル	東京都渋谷区
㈱サイバーエージェントFX	東京都渋谷区
㈱Cygames	東京都渋谷区

（12）従業員の状況（平成24年９月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,437名 （945名）	456名増 （329名増）

（注） 従業員数は就業員数であり、パート及び派遣社員等の臨時従業員は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,381名 （385名）	436名増 （148名増）	30.1歳	3.1年

（注） 従業員数は就業員数であり、パート及び派遣社員等の臨時従業員は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

（13）重要な親会社及び子会社の状況（平成24年９月30日現在）

① 親会社との関係

当社には該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	議決権比率	主要な事業内容
㈱シーエー・モバイル	1,891百万円	89.5%	モバイル専門の広告、コンテンツ事業、EC事業
㈱サイバーエージェントFX	490百万円	100.0%	外国為替証拠金取引事業
㈱Cygames	52百万円	96.2%	ソーシャルゲーム事業

（14）主要な借入先の状況（平成24年９月30日現在）

借　入　先	借　入　金　残　高
株式会社みずほ銀行	945百万円
株式会社りそな銀行	532百万円

（15）その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式の状況（平成24年９月30日現在）

① 発行可能株式総数　2,607,040株
② 発行済株式の総数　647,372株
（自己株式数5,125株を除く）
③ 株主数　26,253名
④ 大株主（上位10名）

株　主　名	持株数（株）	持株比率（%）
藤田　晋	150,972	23.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	52,565	8.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	47,824	7.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	22,660	3.50
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	20,951	3.24
MORGAN STANLEY & CO. LLC	17,629	2.72
STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OM04	11,450	1.77
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	7,358	1.14
日高　裕介	6,268	0.97
野村信託銀行株式会社（投信口）	6,236	0.96

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(平成24年９月30日現在)

		第６回新株予約権	第７回新株予約権	第９回新株予約権
発行決議日		平成18年４月13日	平成21年12月18日	平成23年12月16日
新株予約権割当の対象者		当社及び当社子会社の取締役及び従業員	当社の取締役	当社の取締役
新株予約権の数		5,140個	1,022個	2,136個
新株予約権の目的となる株式の数		5,140株	1,022株	2,136株
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の払込金額		無償	無償	無償
権利行使時１株当たりの行使価額		269,000円	164,000円	250,400円
権利行使期間		平成19年12月19日から平成27年12月18日まで	平成24年1月5日から平成26年1月4日まで	平成25年12月17日から平成33年12月16日まで
新株予約権の行使の条件		(別記)	(別記)	(別記)
役員の保有状況	区分	取締役	取締役	取締役
	新株予約権の数	1,285個	876個	2,136個
	新株予約権の目的となる株式の数	1,285株	876株	2,136株
	保有者数	８名	６名	８名

(注) 社外取締役はおりません。
(別記) 新株予約権の行使の条件
1. 対象者が、権利行使時においても当社及び当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。
2. 対象者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。
3. 新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。
4. 新株予約権の一部を行使することができる。
5. 前各号の他、権利行使の条件については、当社と対象者との間で個別に締結する新株予約権付与に関する契約に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
(平成24年９月30日現在)

	第８回新株予約権
発行決議日	平成23年10月27日
新株予約権割当の対象者	当社従業員
新株予約権の数	384個
新株予約権の目的となる株式の数	384株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の払込金額	無償
権利行使時１株当たりの行使価額	250,400円
権利行使期間	平成25年12月17日から 平成33年12月16日まで
新株予約権の行使の条件	(別記)
交付者数	４名

(別記)・新株予約権の行使の条件
前記「①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」の別記と同内容になります。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成24年９月30日現在）

会社における地位	氏　名	担　当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤田　晋	CEO（最高経営責任者）、Ameba事業管轄	
取締役副社長	日高裕介	ソーシャルゲーム事業管轄	
専務取締役	西條晋一	COO（最高執行責任者）、海外事業管轄	
常務取締役	中山豪	本社機能管轄	
常務取締役	岡本保朗	ネットビジネス総合事業管轄	
取締役	曽山哲人	人事管轄	
取締役	内藤貴仁	ネットビジネス総合事業管轄	
取締役	石井洋之	ネットビジネス総合事業管轄	
常勤監査役	塩月燈子		
監査役	堀内雅生		㈱U-NEXT取締役管理本部長
監査役	沼田功		ファイブアイズ・ネットワークス㈱代表取締役 SBL㈱代表取締役

（注）１．監査役堀内雅生氏及び監査役沼田功氏は、社外監査役であります。
２．監査役沼田功氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
３．常勤監査役である塩月燈子氏は、法律、会計及び監査に関する相当程度の知見を有しております。
４．専務取締役西條晋一氏及び取締役石井洋之氏は、平成24年10月２日付けで辞任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支 給 人 員	支　給　額
取　締　役	8名	335百万円
監　査　役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	12百万円 （4百万円）
合　計 （うち社外役員）	11名 （2名）	348百万円 （4百万円）

（注）取締役の支給額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役56百万円）を含んでおります。

③ 社外役員に関する事項

ⅰ．他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

監査役堀内雅生氏は、㈱U-NEXTの取締役であります。なお、当社と㈱U-NEXTとの間に特別の利害関係はありません。

監査役沼田功氏は、ファイブアイズ・ネットワークス㈱及びSBL㈱の代表取締役であります。なお、当社とファイブアイズ・ネットワークス㈱及びSBL㈱との間に特別の利害関係はありません。

ⅱ．他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ⅲ．当事業年度における主な活動状況

	出　席　・　発　言　状　況
監査役　堀内雅生	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に財務・経理・税務・内部統制に関する豊富な経験、知識に基づく助言、提言を行っております。
監査役　沼田功	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に会社経営・株式市場に関する豊富な経験、知識に基づく助言、提言を行っております。

ⅳ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支　払　額
公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	61百万円
公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	3百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	64百万円

(注) 1．当社及び子会社のうち、会計監査人設置会社につきましては、有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

システムリスク管理体制に関する外部監査等であります。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規程に則り、「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会に請求し、取締役会はそれを審議いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、取締役会により全社的に統括する責任者が取締役の中から任命され、文書取扱規程、機密情報取扱規程、個人情報保護規程、インサイダー情報管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的記録により、保存しております。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理につき、緊急時対応規程において具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備しております。また、内部監査室は、内部監査規程に基づき、組織横断的なリスクの状況把握、監視を行い、定期的に取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告しております。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行の効率性につき、取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標を担当取締役が定め、定期的に管理会計手法を用いて目標の達成をレビューし、結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保するシステムを採用しております。

④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務執行のモニタリングを経営本部が行い、必要に応じて社内教育、研修を実施しております。また、内部監査室は、監査役会と連携し、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監査を定期的に行い、取締役会に報告しております。

⑤ 株式会社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役会は、担当取締役に対し、数値目標を定め、リスクを管理し法令順守体制を構築する権限と責任を与えており、経営本部はこれらを横断的に推進し、管理しております。また、関係会社管理規程を設け、一定の重要事項及びリスク情報に関しては、本社取締役会に対して、事前に報告することを義務づけており、そのうち一定の事項に関しては取締役会の付議事項としております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役会は、内部監査室所属の使用人に、監査業務に必要な補助を依頼することができます。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助者の人事異動につき、監査役会の意見を尊重するものとしております。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

取締役、経営本部及び内部監査室は、以下の重要事項を定期的に常勤監査役に報告するものとし、監査役会において、当該報告を提出しております。

(1) 重要な機関決定事項
(2) 経営状況のうち重要な事項
(3) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
(4) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項
(5) 重大な法令・定款違反
(6) その他、重要事項

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は業務執行取締役及び重要な使用人に対してヒアリングを実施することができるとともに、代表取締役社長、監査法人、法律顧問と意見交換等を実施しております。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

①　当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、1998年の創業以来、「21世紀を代表する会社を創る」というビジョンのもと、インターネット総合サービス企業として事業展開し、この新しい産業で企業価値・株主共同の利益の向上に努めております。

当社の企業価値・株主共同の利益を向上させていくためには、豊富なインターネットビジネスの経験に基づき、魅力あるインターネットサービスを供給し続け、当社のブランド価値及びユーザー（利用者）や広告主から得られる信頼を積み上げていく必要があります。また、多様化するインターネットビジネスのノウハウや経験がある優秀な人材の確保も重要です。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、企業価値の源泉を理解した上で、これを中長期的に確保し、向上することが可能な者である必要があります。

当社株式について大量買付等がなされる場合、これが企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する大量買付等が行われた際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付等に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付等を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えます。

② 基本方針の実現のための具体的取組みの内容の概要

ⅰ. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、ユーザー及び広告主の両方向に接点を持ったビジネスモデルを特長としており、急激な成長・進化を遂げるインターネットビジネスの中で、双方の需要を敏感に察知し、当社ならではのスピードで常に新しい事業領域を創造し続けるとともに、ユーザー及び広告主の信頼を構築しております。こうしたインターネットビジネスに関するノウハウ、経験、知識を持った人材の確保と経営のスピードこそが、当社のインターネット産業において激しい競争を勝ち抜く上での強みになっております。また、こうした強みを維持し続けるために、従業員を中心とする人的資産、企業文化、多数のユーザーに支持される優良コンテンツを生み出す制作力、ブランド価値、ユーザー及び広告主の信頼こそが当社の企業価値の源泉と考えており、ひいては株主共同の利益の源泉であると考えております。

当社は、当社の企業価値の源泉を活かし、「ユーザー及び広告主の信頼向上」「急激な変化を遂げるインターネットビジネスに勝ち抜くノウハウ、経験、知識を持った人材の確保」と「経営のスピード」を継続的に創出するために、さまざまな施策を実施しております。一つは、自社内での事業開発及び事業拡大を重視し、人材と事業を同時に育成するプログラム「CAJJプログラム」です。事業ステージを業績に応じて５つのステージ（J1～J5）にランク分けし、昇格の期限や降格への明確な基準を設けることにより、新規事業の早期立ち上げを促進するとともに、事業の選択と集中がしやすいプログラムとなっております。二つ目として、経営陣、事業責任者自らが新規事業を創出する会議体「あした会議」や、社員による新規事業プランコンテスト「ジギョつく」の定期的な開催により、多数の新規事業が生まれやすい環境があり、その事業の多くが利益貢献をしております。

また、当社独自の役員交代制度「CA8（シーエーエイト）」を導入しております。建設的な取締役会運営のため取締役の人数を原則８名と定め、２年毎に原則１～３名の取締役を入れ替えます。この制度は、事業戦略にあわせた役員構成とし、経営人材を多く保有することで強い会社組織体をつくり、業績拡大を目指すため、平成20年より実施しております。

優秀な人材の確保においては、社内異動公募制度「キャリチャレ」等に代表される人事制度の導入や、働きやすい環境作り、長期雇用制度の開発を継続的に行っております。

さらに、企業価値を高める上で不可欠なコーポレート・ガバナンスの充実を目的として、(1) 透明な経営 (2) 強固な管理体制 (3) アカウンタビリティを果たすため、多様な施策を実施しております。ステークホルダーの方々の立場を尊重し、企業としての社会的責任を果たすため、法令のみならず社会規範の遵守及び企業倫理の確立と徹底を目的とした行動規範を定め、役職員等に対し遵守を求めています。取締役会においては、独立性の高い社外監査役２名が出席し、積極的に意見陳述を行うことにより、公正な意思決定が下されるよう、牽制を働かせております。また、当社は監査役会制度を採用し、各監査役が取締役の業務執行の適法性を監査しております。さらに、株主及び投資家に対する公平でタイムリーな情報提供、そして透明な経営を実現するため、積極的且つ迅速な情報開示を行っております。

今後も、当社の企業価値・株主共同の利益の最大化を図るための諸施策を推進してまいります。

ⅱ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成22年11月４日開催の当社取締役会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を、株主総会における株主の皆様の承認を条件として、更新することを決議し、平成22年12月17日開催の当社第13回定時株主総会において、当該対応策を更新することの承認を得ております（以下、当該対応策を「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社株式に対する大量買付等が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。

本プランは、当社が発行者である株券等の20%以上を取得しようとする者が現れた際に、買付者等に事前の情報提供を求めるなど、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買付者等には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、買付等の内容の検討に必要な情報等を記載した書面を当社に提出していただきます。独立委員会は、提出された情報が必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報の提供を求めることがあります。また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、当社取締役会の買付等の内容に対する意見や根拠資料、及び代替案（もしあれば）等の提出を求めることがあります。その後、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容や当社取締役会による代替案の検討、買付者等との協議・交渉、株主に対する代替案の提示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、または買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等であるなど、本プ

ランに定める要件のいずれかに該当すると判断した場合には、当社取締役会に対して、買付者等及びその他一定の者（以下、「特定買付者等」といいます。）による権利行使が認められないという行使条件及び当社が特定買付者等以外の者から当社株式と引換えに取得することができる旨の取得条項が付された新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。また、独立委員会は、新株予約権無償割当ての実施を相当と判断する場合でも、新株予約権無償割当ての実施について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集、新株予約権無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとします。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施、または不実施の決議を行うものとします。また、当社取締役会は、独立委員会から株主総会の招集、新株予約権無償割当ての実施に関する議案の付議が勧告された場合には株主総会の招集等を行い、当該株主総会において新株予約権無償割当ての実施に関する議案が可決された場合には、新株予約権無償割当ての実施に関する決議を行います。

本プランに従い新株予約権無償割当てが実施された場合において、特定買付者等以外の株主により新株予約権が行使された場合、または当社による新株予約権の取得と引換えに、特定買付者等以外の株主に対して当社株式が交付された場合には、特定買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

尚、本プランは、本総会終結の時をもって有効期間が満了することになりますので、本プランを更新するための議案を本総会に付議いたします。議案の要領につきましては、後記「株主総会参考書類」の第４号議案である「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件」に記載のとおりです。

③　具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

前記②ⅰ.に記載した企業価値・株主共同の利益の最大化を図るための諸施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を最大化させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、本プランは、前記② ⅱ.に記載のとおり、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の承認を得た上で導入・更新されたものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、独立性の高い者のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である専門家等の助言を得ることができるとされていること、有効期間が２年と定められた上、当社取締役会により何時でも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表 (平成24年９月30日現在)

CyberAgent

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**116,268**	**流動負債**	**91,579**
現金及び預金	20,925	支払手形及び買掛金	12,226
受取手形及び売掛金	21,192	短期借入金	220
たな卸資産	92	リース債務	9
営業投資有価証券	3,638	未払法人税等	4,711
外国為替取引顧客預託金	51,644	外国為替取引顧客預り証拠金	63,468
外国為替取引顧客差金	12,252	その他	10,943
繰延税金資産	1,326	**固定負債**	**1,187**
その他	5,243	社債	100
貸倒引当金	△46	長期借入金	315
固定資産	**20,097**	リース債務	12
有形固定資産	**3,825**	勤続慰労引当金	122
建物及び構築物	1,987	資産除去債務	624
減価償却累計額	△510	その他	11
建物及び構築物（純額）	1,476	**特別法上の準備金**	**4**
工具、器具及び備品	5,888	金融商品取引責任準備金	4
減価償却累計額	△3,702	**負債合計**	**92,771**
工具、器具及び備品（純額）	2,186	**(純資産の部)**	
リース資産	28	**株主資本**	**41,595**
減価償却累計額	△15	資本金	7,203
リース資産（純額）	13	資本剰余金	5,400
建設仮勘定	148	利益剰余金	30,379
無形固定資産	**10,019**	自己株式	△1,388
のれん	2,991	**その他の包括利益累計額**	**171**
ソフトウエア	4,981	その他有価証券評価差額金	310
リース資産	6	為替換算調整勘定	△138
その他	2,039	**新株予約権**	**121**
投資その他の資産	**6,252**	**少数株主持分**	**1,705**
投資有価証券	2,740		
長期貸付金	12		
繰延税金資産	898		
その他	2,653		
貸倒引当金	△53	**純資産合計**	**43,594**
資産合計	**136,366**	**負債純資産合計**	**136,366**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（平成23年10月１日から平成24年９月30日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
売上高		**141,111**
売上原価		**84,301**
売上総利益		**56,810**
販売費及び一般管理費		**39,399**
営業利益		**17,410**
営業外収益		
受取利息	39	
受取配当金	3	
雇用助成金・奨励金	21	
その他	57	**121**
営業外費用		
支払利息	29	
持分法による投資損失	141	
消費税等調整額	124	
その他	90	**385**
経常利益		**17,146**
特別利益		
関係会社株式売却益	1,081	
その他	67	**1,148**
特別損失		
減損損失	1,436	
その他	588	**2,024**
税金等調整前当期純利益		**16,270**
法人税、住民税及び事業税		7,971
法人税等調整額		△467
少数株主損益調整前当期純利益		**8,767**
少数株主利益		244
当期純利益		**8,522**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（平成23年10月１日から平成24年９月30日まで）

CyberAgent

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
株主資本	
資本金	
当期首残高	7,177
当期変動額	
新株の発行	25
当期変動額合計	25
当期末残高	7,203
資本剰余金	
当期首残高	5,512
当期変動額	
新株の発行	25
自己株式処分による資本剰余金の減少	△137
当期変動額合計	△111
当期末残高	5,400
利益剰余金	
当期首残高	24,268
当期変動額	
剰余金の配当	△2,282
連結子会社等の減少に伴う利益剰余金の減少	△128
当期純利益	8,522
当期変動額合計	6,111
当期末残高	30,379
自己株式	
当期首残高	－
当期変動額	
自己株式の取得	△1,999
自己株式の処分	611
当期変動額合計	△1,388
当期末残高	△1,388
株主資本合計	
当期首残高	36,958
当期変動額	
新株の発行	51
剰余金の配当	△2,282
自己株式処分による資本剰余金の減少	△137
連結子会社等の減少に伴う利益剰余金の減少	△128
当期純利益	8,522
自己株式の取得	△1,999
自己株式の処分	611
当期変動額合計	4,636
当期末残高	41,595

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	76
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	233
当期変動額合計	233
当期末残高	310
為替換算調整勘定	
当期首残高	△183
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	44
当期変動額合計	44
当期末残高	△138
その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△107
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	278
当期変動額合計	278
当期末残高	171
新株予約権	
当期首残高	64
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	57
当期変動額合計	57
当期末残高	121
少数株主持分	
当期首残高	1,761
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△56
当期変動額合計	△56
当期末残高	1,705
純資産合計	
当期首残高	38,677
当期変動額	
新株の発行	51
剰余金の配当	△2,282
自己株式処分による資本剰余金の減少	△137
連結子会社等の減少に伴う利益剰余金の減少	△128
当期純利益	8,522
自己株式の取得	△1,999
自己株式の処分	611
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	279
当期変動額合計	4,916
当期末残高	43,594

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (平成24年９月30日現在)

CyberAgent

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**22,844**	**流動負債**	**14,650**
現金及び預金	4,369	買掛金	7,235
受取手形	20	１年内返済予定の長期借入金	996
売掛金	10,857	未払金	3,135
商品	28	未払費用	710
仕掛品	26	未払法人税等	1,488
営業投資有価証券	2,971	前受金	367
立替金	613	預り金	195
前渡金	85	その他	522
前払費用	559	**固定負債**	**1,011**
短期貸付金	1,759	社債	100
未収入金	834	長期借入金	261
繰延税金資産	796	資産除去債務	551
その他	22	勤続慰労引当金	98
貸倒引当金	△100	**負債合計**	**15,661**
固定資産	**18,416**	**(純資産の部)**	
有形固定資産	**2,655**	**株主資本**	**25,221**
建物	1,276	**資本金**	**7,203**
減価償却累計額	△319	**資本剰余金**	**5,400**
建物（純額）	956	資本準備金	2,289
工具、器具及び備品	3,622	その他資本剰余金	3,110
減価償却累計額	△2,071	**利益剰余金**	**14,005**
工具、器具及び備品（純額）	1,551	その他利益剰余金	14,005
建設仮勘定	148	繰越利益剰余金	14,005
無形固定資産	**2,996**	**自己株式**	**△1,388**
ソフトウエア	2,085	**評価・換算差額等**	**256**
ソフトウエア仮勘定	862	その他有価証券評価差額金	390
その他	48	為替換算調整勘定	△133
投資その他の資産	**12,763**	**新株予約権**	**121**
投資有価証券	681		
関係会社株式	9,851		
出資金	14		
関係会社長期貸付金	155		
破産更生債権等	16		
敷金・保証金	1,333		
繰延税金資産	694		
その他	36		
貸倒引当金	△19	**純資産合計**	**25,599**
資産合計	**41,260**	**負債純資産合計**	**41,260**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（平成23年10月１日から平成24年９月30日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
売上高		**80,640**
売上原価		**55,976**
売上総利益		**24,664**
販売費及び一般管理費		**17,171**
営業利益		**7,493**
営業外収益		
受取利息	11	
有価証券利息	6	
受取配当金	1,174	
その他	34	**1,225**
営業外費用		
支払利息	16	
社債利息	7	
貸倒引当金繰入額	78	
消費税差額	22	
その他	28	**152**
経常利益		**8,566**
特別利益		
関係会社株式売却益	1,632	
その他	176	**1,808**
特別損失		
減損損失	272	
関係会社株式評価損	1,284	
その他	389	**1,947**
税引前当期純利益		**8,427**
法人税、住民税及び事業税		3,352
法人税等調整額		△615
当期純利益		**5,691**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（平成23年10月１日から平成24年９月30日まで）

CyberAgent

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
株主資本	
資本金	
当期首残高	7,177
当期変動額	
新株の発行	25
当期変動額合計	25
当期末残高	7,203
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	2,264
当期変動額	
新株の発行	25
当期変動額合計	25
当期末残高	2,289
その他資本剰余金	
当期首残高	3,248
当期変動額	
自己株式の処分による資本剰余金の減少	△137
当期変動額合計	△137
当期末残高	3,110
資本剰余金合計	
当期首残高	5,512
当期変動額	
新株の発行	25
自己株式の処分による資本剰余金の減少	△137
当期変動額合計	△111
当期末残高	5,400
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	10,597
当期変動額	
剰余金の配当	△2,282
当期純利益	5,691
当期変動額合計	3,408
当期末残高	14,005
利益剰余金合計	
当期首残高	10,597
当期変動額	
剰余金の配当	△2,282
当期純利益	5,691
当期変動額合計	3,408
当期末残高	14,005
自己株式	
当期首残高	－
当期変動額	
自己株式の取得	△1,999
自己株式の処分	611
当期変動額合計	△1,388
当期末残高	△1,388

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
株主資本合計	
当期首残高	23,287
当期変動額	
新株の発行	51
剰余金の配当	△2,282
自己株式処分による資本剰余金の減少	△137
当期純利益	5,691
自己株式の取得	△1,999
自己株式の処分	611
当期変動額合計	1,933
当期末残高	25,221
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△51
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	441
当期変動額合計	441
当期末残高	390
為替換算調整勘定	
当期首残高	△136
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2
当期変動額合計	2
当期末残高	△133
評価・換算差額等合計	
当期首残高	△187
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	443
当期変動額合計	443
当期末残高	256
新株予約権	
当期首残高	64
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	57
当期変動額合計	57
当期末残高	121
純資産合計	
当期首残高	23,164
当期変動額	
新株の発行	51
剰余金の配当	△2,282
自己株式処分による資本剰余金の減少	△137
当期純利益	5,691
自己株式の取得	△1,999
自己株式の処分	611
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	501
当期変動額合計	2,434
当期末残高	25,599

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年10月25日

株式会社サイバーエージェント
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　吉　村　孝　郎　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　勢　志　　元　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社サイバーエージェントの平成23年10月１日から平成24年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバーエージェント及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年10月25日

株式会社サイバーエージェント
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　吉　村　孝　郎　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　勢　志　　元　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社サイバーエージェントの平成23年10月１日から平成24年９月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成23年10月１日から平成24年９月30日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年10月25日

株式会社サイバーエージェント監査役会

常勤監査役　塩　月　燈　子　㊞

監　査　役　堀　内　雅　生　㊞

監　査　役　沼　田　　功　㊞

（注）監査役堀内雅生及び監査役沼田功は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。
期末配当に関する事項
　当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、事業の成長、資本効率の改善等による中長期的な株式価値の向上とともに配当を継続的に実施していきたいと考えております。連結業績、単体の資金繰り等を考慮した財務の健全化、将来の事業展開のための内部留保等を総合的に勘案し、決定してまいります。この配当方針に基づき、第15期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．配当財産の種類
　金銭といたします。
２．配当財産の割り当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき金3,500円といたしたいと存じます。
　なお、この場合の配当総額は金2,265,802,000円となります。
３．剰余金の配当が効力を生じる日
　平成24年12月17日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役８名選任の件

取締役６名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役西條晋一氏及び石井洋之氏は、平成24年10月２日付で辞任いたしました。つきましては、新たに取締役合計８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	 藤田　晋 （昭和48年５月16日生）	平成９年４月　㈱インテリジェンス入社 平成10年３月　当社設立　代表取締役就任（現任） 平成18年４月　㈱サイバーエージェント・インベストメント（現：㈱サイバーエージェント・ベンチャーズ）取締役就任（現任） 【担当】 CEO（最高経営責任者）、Ameba事業管轄	150,972株
2	 日高　裕介 （昭和49年４月２日生）	平成９年４月　㈱インテリジェンス入社 平成10年３月　当社設立　常務取締役就任 平成14年12月　当社専務取締役就任 平成22年10月　当社取締役副社長就任（現任） 平成23年２月　㈱グレンジ取締役就任（現任） 平成23年５月　㈱Cygames取締役就任（現任） 【担当】 ソーシャルゲーム事業管轄	6,268株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	 中山　豪 (昭和50年11月2日生)	平成10年４月　住友商事㈱入社 平成11年８月　当社入社 平成15年12月　当社取締役就任 平成18年４月　当社常務取締役就任（現任） 平成22年１月　㈱シーエー・モバイル社外取締役就任（現任） 平成22年10月　㈱ウエディングパーク取締役就任（現任） 平成24年６月　㈱マイクロアド取締役就任（現任） 【担当】 本社機能管轄	1,081株
4	 岡本保朗 (昭和50年8月7日生)	平成12年４月　当社入社 平成19年４月　当社インターネット広告事業本部統括本部長就任 平成20年12月　当社取締役就任 平成22年10月　当社常務取締役就任（現任） 平成24年10月　㈱シーエー・アドバンス取締役就任（現任） 【担当】 インターネット広告事業管轄	404株
5	 曽山哲人 (昭和49年10月1日生)	平成10年４月　㈱伊勢丹入社 平成11年４月　当社入社 平成16年10月　当社インターネット広告事業本部統括就任 平成17年７月　当社人事本部人事本部長就任（現任） 平成20年６月　㈱サイバーエージェントウィル代表取締役就任（現任） 平成20年12月　当社取締役就任（現任） 【担当】 人事管轄	405株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6	 内藤 貴仁 (昭和52年７月29日生)	平成13年４月　当社入社 平成22年10月　当社インターネット広告事業本部統括本部長就任 平成22年12月　当社取締役就任（現任） 平成24年５月　㈱AMoAd代表取締役就任（現任） 【担当】 Ameba事業管轄	45株
7	 小池 政秀 (昭和50年７月６日生)	平成10年４月　荻島商事㈱（現：アイア㈱）入社 平成13年７月　当社入社 平成19年９月　当社アメーバ事業本部ゼネラルマネージャー就任（現任） 【担当】 Ameba事業管轄	26株
8	 山内 隆裕 (昭和58年８月20日生)	平成18年４月　当社入社 平成20年５月　㈱CyberＸ取締役就任 平成21年４月　㈱CyberＺ代表取締役就任（現任） 【担当】 スマートフォン広告事業管轄	0株

（注）取締役候補者と当社との間における特別の利害関係は次のとおりであります。
1．取締役候補者内藤貴仁氏は、㈱AMoAdの代表取締役であり、同社と当社の間には営業取引関係があります。
2．その他の取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第３号議案　当社取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

当社取締役に対し、株主価値・企業価値を重視した経営を一層推進することを目的としたストックオプションとしての新株予約権を、本定時株主総会の日から１年以内に発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。このストックオプションに係る報酬額は、既に第６回定時株主総会にてご承認頂いている金銭報酬額とは別枠で、総額1.3億円の範囲にて設定するものであります。

ストックオプションに係る報酬額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）において算定した新株予約権１個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

１．取締役に対し、新株予約権を発行する理由

当社は、当社連結業績に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、企業価値の向上と経営体質のさらなる強化を図ることを目的とし、当社取締役に対して、職務執行の対価として、以下の２．に記載の新株予約権を発行するものであります。

２．新株予約権の内容

（１）新株予約権の割当対象者

本定時株主総会において選任予定の取締役８名に割り当てるものとする。

（２）新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、1,920株を上限とする。

なお、本定時株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）以降、当社が当社普通株式につき株式分割、株式無償割当または株式併合等を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、本定時株主総会決議日以降、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

（3）新株予約権の総数

1,920個を上限とする。

（新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式１株とする。ただし、当社が（2）に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

（4）新株予約権の払込金額

募集新株予約権１個と引換えに払い込む金額（以下、「払込金額」という。）は、割当日における募集新株予約権１個当たりの公正価額（ブラック・ショールズ・モデルにより同日の東京証券取引所の終値をもとに算出）とする。なお、募集新株予約権の対象者が当社に対して有する報酬債権と募集新株予約権の払込金額の払込請求権とを割当日において合意相殺する。

以上により、本新株予約権は、募集新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないが、ブラック・ショールズ・モデルにより算出される公正価額発行であり、当該者に特に有利な条件による発行にはあたらない。

（5）新株予約権の割当日

新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

（6）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値とし、１円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の前日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の前日の終値とする。

なお、割当日以降、当社が当社普通株式につき株式分割、株式無償割当または株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（転換予約権付株式及び強制転換条項付株式の転換並びに単元未満株式売渡請求権及び新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日以降、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

（７）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日から２年を経過した日の翌日より８年以内とする。

（８）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（９）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

（10）新株予約権の権利行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、当社従業員、当社子会社取締役並びに当社子会社従業員であることを要するものとする。

(11) 新株予約権の取得条項

次の①、②または③の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(12) 募集事項の決定の委任等

上記に定めるもののほか、新株予約権の募集事項及び細目事項については、本定時株主総会後に開催される取締役会決議により定めるものとする。

第４号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、2010年11月４日開催の当社取締役会及び2010年12月17日開催の当社第13回定時株主総会の決議により「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「旧プラン」といいます。）を導入しておりますが、旧プランの有効期間は本総会の終結の時をもって満了いたします。当社は、旧プランの更新の是非について検討いたしましたが、2012年10月25日開催の当社取締役会において、本総会において株主の皆様からご承認をいただけることを条件として、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を更新することを決議いたしました（以下、更新後の「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を「本プラン」といいます。）。つきましては、株主の皆様に本プランへ更新することのご承認をお願いするものであります。

Ⅰ．本プランへ更新することを必要とする理由

本議案でお諮りする本プランへの更新は、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第３号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第３号ロ（２））として行うものです。当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために本プランが必要不可欠であると考えております。

Ⅱ．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、1998年の創業以来、「21世紀を代表する会社を創る」というビジョンのもと、インターネット総合サービス企業として事業展開し、この新しい産業で企業価値・株主共同の利益の向上に努めております。

当社の企業価値・株主共同の利益を向上させていくためには、豊富なインターネットビジネスの経験に基づき、魅力あるインターネットサービスを供給し続け、当社のブランド価値及びユーザー（利用者）や広告主から得られる信頼を積み上げていく必要があります。また、多様化するインターネットビジネスのノウハウや経験がある優秀な人材の確保も重要です。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社がこうして培ってきた企業価値の源泉を理解した上で、これを中長期的に確保し、向上することが可能な者である必要があります。

当社株式について大量買付等がなされる場合、これが企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する大量買付等が行われた際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買

付等に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付等を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えます。

Ⅲ．当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

1．当社の企業価値の源泉

当社は、ユーザー及び広告主の両方向に接点を持ったビジネスモデルを特長としており、急激な成長・進化を遂げるインターネットビジネスの中で、双方の需要を敏感に察知し、当社ならではのスピードで常に新しい事業領域を創造し続けるとともに、ユーザー及び広告主の信頼を構築しております。こうしたインターネットビジネスに関するノウハウ、経験、知識を持った人材の確保と経営のスピードこそが、当社のインターネット産業において激しい競争を勝ち抜く上での強みになっております。また、こうした強みを維持し続けるために、従業員を中心とする人的資産、企業文化、多数のユーザーに支持される優良コンテンツを生み出す制作力、ブランド価値、ユーザー及び広告主の信頼こそが当社の企業価値の源泉と考えており、ひいては株主共同の利益の源泉であると考えております。

2．企業価値・株主共同の利益の最大化を図るための諸施策

当社は、当社の企業価値の源泉を活かし、「ユーザー及び広告主の信頼向上」「急激な変化を遂げるインターネットビジネスに勝ち抜くノウハウ、経験、知識を持った人材の確保」と「経営のスピード」を継続的に創出するために、さまざまな施策を実施しております。一つは、自社内での事業開発及び事業拡大を重視し、人材と事業を同時に育成するプログラム「CAJJプログラム」です。事業ステージを業績に応じて５つのステージ（J1～J5）にランク分けし、昇格の期限や降格への明確な基準を設けることにより、新規事業の早期立ち上げを促進するとともに、事業の選択と集中がしやすいプログラムとなっております。二つ目として、経営陣、事業責任者自らが新規事業を創出する会議体「あした会議」や、社員による新規事業プランコンテスト「ジギョつく」の定期的な開催により、多数の新規事業が生まれやすい環境があり、その事業の多くが利益貢献をしております。

また、当社独自の役員交代制度「CA８（シーエーエイト）」を導入しております。建設的な取締役会運営のため取締役の人数を原則８名と定め、２年毎に原則１～３名の取締役を入れ替えます。この制度は、事業戦略にあわせた役員構成とし、経営人材を多く保有することで強い会社組織体をつくり、業績拡大を目指すため、2008年より実施しております。

優秀な人材の確保においては、社内異動公募制度「キャリチャレ」等に代表される人事制度の導入や、働きやすい環境作り、長期雇用制度の開発を継続的に行っております。

さらに、企業価値を高める上で不可欠なコーポレート・ガバナンスの充実を目的として、（1）透明な経営

（2）強固な管理体制（3）アカウンタビリティを果たすため、多様な施策を実施しております。ステークホルダーの方々の立場を尊重し、企業としての社会的責任を果たすため、法令のみならず社会規範の遵守及び企業倫理の確立と徹底を目的とした行動規範を定め、役職員等に対し遵守を求めています。当社取締役会においては、独立性の高い社外監査役２名が出席し、積極的に意見陳述を行うことにより、公正な意思決定が下されるよう、牽制を働かせております。また、当社は監査役会制度を採用し、各監査役が取締役の業務執行の適法性を監査しております。なお、当社は、上記社外監査役のうち１名を、独立役員と指定して東京証券取引所に届け出ております。さらに、株主及び投資家に対する公平でタイムリーな情報提供、そして透明な経営を実現するため、積極的且つ迅速な情報開示を行っております。

今後も、当社の企業価値・株主共同の利益の最大化を図るための諸施策を推進してまいります。

Ⅳ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

１．本プラン更新の目的

上記Ⅰ.「本プランへ更新することを必要とする理由」に記載のとおりです。

２．本プランの内容

（1）本プランの概要

（a）目的

本プランは、当社株式の大量買付等が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。

（b）本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式に対する買付等（下記（2）「本プランの発動に係る手続」（a）に定義されます。以下、同じ。）が行われる場合に、買付者または買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています（下記（2）「本プランの発動に係る手続」をご参照下さい。）。

（c）新株予約権の無償割当てと独立委員会の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合（その詳細については下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その詳細は下記（4）「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の

全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程（その概要については別紙１をご参照下さい。）に従い、（ⅰ）当社社外取締役、（ⅱ）当社社外監査役または（ⅲ）社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経ることとしています。

また、これに加えて本新株予約権の無償割当ての実施に際して、独立委員会が、株主総会を招集し本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することが相当であるとしてその旨当社取締役会に対して勧告した場合には、当社取締役会はかかる株主総会を招集するものとされております。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

（d）本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

（2）本プランの発動に係る手続

（a）対象となる買付等

本プランにおいては、本新株予約権は、以下①または②に該当する買付またはこれに類似する行為（以下、併せて「買付等」といいます。）がなされたときに、本プランに定められる手続に従い無償割当てがなされることとなります。

① 当社が発行者である株券等（注１）について、保有者（注２）の株券等保有割合（注３）が20%以上となる買付その他の取得

② 当社が発行者である株券等（注４）について、公開買付け（注５）を行う者の株券等所有割合（注６）及びその特別関係者（注７）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

（b）買付者等に対する情報提供の要求

上記（a）に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社に対して、以下の各号に定める、買付等の内容の検討に必要な情報（以下、「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、総称して「買付説明書」といいます。）を、当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自らまたは当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求め

ることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

① 買付者等及びそのグループ（共同保有者（注8）、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、法令遵守状況等を含みます。）

② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）

③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）

④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

⑤ 買付等の後の当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

⑥ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、ユーザー、広告主その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

⑦ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記（d）①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

（c）買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提出を求められた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内（原則として60日以内とします。）に買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下、同じ。）、その根拠資料及び代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提示するよう要求することがあります。

② 独立委員会による検討作業

買付者等及び（当社取締役会に対して上記①のとおり、情報・資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会から情報・資料等（追加的に要求したものも含みます。）の提供が十分になされたと独立委員会が認めた場合、独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間（但し、下記（d）③に記載するところに従い、独立委員会は当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとし、以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定します。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において、買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。また、独立委員会は、必要があれば、直接または当社取締役会等を通して間接に、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、当該買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主の皆様に対して当社の代替案の提示を行うものとします。

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間において、自らまたは当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。なお、買付者等は、独立委員会検討期間が終了するまでは、上記（a）①または②に該当する買付等を開始することはできないものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

③　株主に対する情報開示

独立委員会は、自らまたは当社取締役会等を通じて、買付説明書の提出の事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で株主の皆様に対する情報開示を行います。

（d）独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①から③に定める勧告または決議をした場合その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告または決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項（下記③に従い独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行う場合にはその旨及び延長の理由の概要を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施を相当と判断する場合でも、本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとします。

①　独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記（b）及び（c）に規定する手続を遵守しなかった場合、または買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了

の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

（ⅰ）当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

（ⅱ）当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない場合

② 独立委員会が本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないと判断した場合、または当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず、上記（c）①に規定する意見及び独立委員会が要求する情報・資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時までに、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる範囲内（但し、原則として上限を30日間とします。）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告や代替案の提示等を行うよう最大限努めるものとします。

（e）取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記勧告を受けた場合には、これを最大限尊重して速やかに、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会から株主総

会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告された場合には、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議するものとします。当社取締役会は、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が可決された場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を行い、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記取締役会決議または株主総会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

（3）本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当する場合、上記（2）「本プランの発動に係る手続」（e）に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記（2）「本プランの発動に係る手続」（d）のとおり、下記の要件に該当するかどうかについては、必ず独立委員会の判断を経ることになります。

（a）上記（2）「本プランの発動に係る手続」（b）に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

（b）下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

（ア）株式等を買い占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為

（イ）当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

（ウ）当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

（エ）当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

（c）強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

（d）当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合

（e）当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合

（f）買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時

期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後における当社の従業員、ユーザー、広告主、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合

（g）当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な、総合的なインターネットサービスを提供するためのビジネスモデルもしくは経営資源、または当社の従業員、ユーザー、広告主、取引先等との関係もしくは当社のブランド価値を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益に重大な悪影響をもたらすおそれのある買付等である場合

（4）本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです（本新株予約権の詳細については、別紙２「新株予約権無償割当ての要項」をご参照下さい。）。

（a）本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下、「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

（b）割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式１株につき本新株予約権１個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

（c）本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

（d）本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り１株とします。

（e）本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式１株当たりの価額は、１円を下限とし当社株式１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

（f）本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日または本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、１ヶ月間から２ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記（ｉ）項②に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。

また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

（g）本新株予約権の行使条件

（ⅰ）特定大量保有者（注9）、（ⅱ）特定大量保有者の共同保有者、（ⅲ）特定大量買付者（注10）、（ⅳ）特定大量買付者の特別関係者、もしくは（ⅴ）上記（ⅰ）ないし（ⅳ）に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、（ⅵ）上記（ⅰ）ないし（ⅴ）記載の者の関連者（注11）（以下、（ⅰ）ないし（ⅵ）に該当する者を総称して「特定買付者等」といいます。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使に当たり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も下記（ⅰ）項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。詳細については、別紙２「新株予約権無償割当ての要項」をご参照下さい。）。

（h）本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

（ⅰ）当社による本新株予約権の取得

① 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち、当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。

③ その他本新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。なお、上記に用いられる用語の定義及び詳細については、別紙２「新株予約権無償割当ての要項」をご参照下さい。

（5）本プランの有効期間

本プランの有効期間は、2014年９月30日に終了する事業年度に関する当社定時株主総会の終結の時までとします。

（6）本プランの廃止及び変更等

本プランへの更新後、本プランの有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限り、本プランを修正し、または変更する場合

があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会または独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

（注１）金融商品取引法第27条の23第１項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

（注２）金融商品取引法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。但し、2012年９月30日時点で株券等保有割合が20％を超える者についてはこの限りではないものとします。

（注３）金融商品取引法第27条の23第４項に定義されます。本議案において同じとします。

（注４）金融商品取引法第27条の２第１項に定義されます。

（注５）金融商品取引法第27条の２第６項に定義されます。本議案において同じとします。

（注６）金融商品取引法第27条の２第８項に定義されます。本議案において同じとします。

（注７）金融商品取引法第27条の２第７項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

（注８）金融商品取引法第27条の23第５項に規定される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。本議案において同じとします。

（注９）「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20％以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。但し、2012年９月30日時点で株券等保有割合が20％を超える者についてはこの限りではないものとします。

（注10）「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の２第１項に定義されます。以下、本注10において同じとします。）の買付け等（同法第27条の２第１項に定義されます。以下、本注10において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第７条第１項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20％以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

（注11）ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第３条第３項に定義されます。）をいいます。

(ご参考)

本プランの内容は、上記Ⅳ．２.「本プランの内容」に記載のとおりですが、本プランへの更新による株主及び投資家の皆様への影響、ならびに上記Ⅲ．及びⅣ．の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由は、それぞれ以下のとおりです。株主の皆様におかれましては、これらの点もご考慮の上、本議案につきご承認いただければと存じます。

株主及び投資家の皆様への影響

１．本プランへの更新時に株主の皆様に与える影響

本プランへの更新時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

2．本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

（1）本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社は、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様（以下、「割当対象株主」といいます。）に対し、その保有する当社株式１株につき本新株予約権１個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、当該本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記Ⅳ．２.（2）「本プランの発動に係る手続」（d）①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までは本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、１株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、１株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

（2）本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、ならびに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他必要書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権１個当たり１円を下限とし、当社株式１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を所定の方法により払い込むことにより、１個の本新株予約権につき、原則として１株の当社株式が発行されることになります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

但し、当社は、下記（3）に記載するところに従って特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

（3）当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式をかかる株主の皆様に交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、１個の本新株予約権につき原則として１株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

<u>上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由</u>

１．基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅲ．の取組み）について

上記Ⅲ．に記載した企業価値・株主共同の利益の最大化を図るための諸施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を最大化させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

２．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅳ．の取組み）について

（1）当該取組みが上記Ⅱ．の基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

（2）当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由から、本プランは基本方針に照らして、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

（a）買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

（b）株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされ

た際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものです。

（c）株主意思を重視するものであること

当社は、本総会において、本プランにつき承認可決の決議がなされることを条件として旧プランを本プランに更新させていただく予定です。また、上記Ⅳ．2.（6）「本プランの廃止及び変更等」にて記載したとおり、本プランの有効期間は２年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつその有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの存続の適否には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

（d）独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランに関し、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しています。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、（ⅰ）当社社外取締役、（ⅱ）当社社外監査役、または（ⅲ）社外の有識者のいずれかに該当する委員３名以上により構成されます。本プランへの更新時において、独立委員会の委員には、当社社外監査役から堀内雅生氏及び沼田功氏、また、社外の有識者として中村直人氏の３名が再任する予定です。なお、独立委員会の各候補者と当社との間には特別の利害関係はなく、いずれの委員候補者も当社経営陣からの高い独立性を有しています（各委員候補者の氏名及び略歴は、別紙３「独立委員会委員略歴」をご参照下さい。）。

当社株式に対して買付等がなされた場合には、上記Ⅳ．2.（2）「本プランの発動に係る手続」にて記載したとおり、こうした独立委員会が、独立委員会規程に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの発動を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

（e）合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記Ⅳ．2.（2）「本プランの発動に係る手続」（d）及びⅣ．2.（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

（f）第三者専門家の意見の取得

上記Ⅳ．2.（2）「本プランの発動に係る手続」（c）にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フ

ァイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

（g）デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅳ．2.（6）「本プランの廃止及び変更等」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以　上

別紙１

独立委員会規程の概要

・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。

・独立委員会の委員は、３名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(ⅰ)当社社外取締役、(ⅱ)当社社外監査役、または(ⅲ)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。

・独立委員会委員の任期は2014年９月30日に終了する事業年度に関する当社定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役または社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（但し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が当社株主総会に付議された場合には、当該株主総会の決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定に当たっては、当社の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

① 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施（株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議することを含む。）

② 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得

③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。

① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断

② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定

③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討

④ 買付者等との交渉・協議

⑤ 代替案の提出の要求・代替案の検討・提示

⑥ 独立委員会検討期間の延長

⑦ 本プランの修正または変更に係る承認

⑧ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項

⑨ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書及び買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社の取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。

・独立委員会は、必要があれば、直接または当社取締役会等を通して間接に、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主に対する代替案の提示を行うものとする。
・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以　上

別紙２
新株予約権無償割当ての要項
Ⅰ．新株予約権無償割当てに関する事項の決定
（１）新株予約権の内容及び数
株主に割り当てる新株予約権（以下、個別にまたは総称して「新株予約権」という。）の内容は下記Ⅱ．に記載されるところに基づくものとし、新株予約権の数は、当社取締役会が新株予約権の無償割当て決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」という。）において別途定める割当期日（以下、「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）に相当する数とする。
（２）割当対象株主
割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する株式１株につき新株予約権１個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。
（３）新株予約権の無償割当ての効力発生日
当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。
Ⅱ．新株予約権の内容
（１）新株予約権の目的である株式の数
１）新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、１株とする。但し、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる１株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

調整後対象株式数
＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

２）調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生日の翌日以降、これを適用する。
３）上記１）に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済株式総数（但し、当社の有する当社株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。
（２）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
１）新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額（下記２）に定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。
２）新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式１株当たりの価額（以下、「行使価額」という。）は、１円を下限とし当社株式１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、１円未満の端数は切り上げるものとする。
（３）新株予約権の行使期間
新株予約権の無償割当ての効力発生日または新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、１ヶ月間から２ヶ月間までの範囲で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議に

おいて別途定める期間とする。但し、下記（7）項2）の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

（4）新株予約権の行使の条件

1）（ⅰ）特定大量保有者、（ⅱ）特定大量保有者の共同保有者、（ⅲ）特定大量買付者、（ⅳ）特定大量買付者の特別関係者、もしくは（ⅴ）上記（ⅰ）ないし（ⅳ）に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または（ⅵ）上記（ⅰ）ないし（ⅴ）記載の者の関連者（以下、（ⅰ）ないし（ⅵ）に該当する者を総称して「特定買付者等」という。）は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

① 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に定義される。以下、別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第４項に定義される。）が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。但し、2012年９月30日時点で株券等保有割合が20%を超える者についてはこの限りでない。

② 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第５項に定義される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。

③ 「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の２第６項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の２第１項に定義される。以下、本③において同じ。）の買付け等（同法第27条の２第１項に定義される。以下、本③において同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第７条第１項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の２第８項に定義される。以下、同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

④ 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の２第７項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。但し、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除く。

⑤ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第３条第３項に定義される。）をいう。

2）上記１）にかかわらず、下記①ないし④の各号に記載される者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとする。

① 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第３項に定義される。）または当社の関連会社（同規則第８条第５項に定義される。）

② 当社を支配する意図がなく上記１）①に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記１）（ⅰ）の特定大量保有者に該当することになった後10日間（但し、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記１）（ⅰ）の特定大量保有者に該当しなくなった者

③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記１）（ⅰ）の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）

④ その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（特定買付者等に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会は別途認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）

3）適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、（ⅰ）所定の手続の履行もしくは（ⅱ）所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、または（ⅲ）その双方（以下、総称して「準拠法行使手続・条件」という。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行または充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができない。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行または充足する義務は負わない。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

4）上記３）にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、（ⅰ）自らが米国1933年証券法ルール501（ａ）に定義する適格投資家（accredited investor）であることを表明、保証し、かつ（ⅱ）その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引（但し、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場

合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行または充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記（ⅰ）及び（ⅱ）を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

5）新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが特定買付者等に該当せず、かつ、特定買付者等に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、及び新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面ならびに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

6）新株予約権を有する者が本（4）の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

（5）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める額とする。

（6）新株予約権の譲渡制限

1）新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

2）新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記（4）3）及び4）の規定により新株予約権を行使することができない者（特定買付者等を除く。）であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記1）の承認をするか否かを決定する。

① 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部または一部の譲渡による取得に関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名または記名捺印した差入書（下記②ないし④に関する表明・保証条項、補償条項及び違約金条項を含む。）が提出されているか否か

② 譲渡人及び譲受人が特定買付者等に該当しないことが明らかか否か

③ 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないことが明らかか否か

④ 譲受人が特定買付者等のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か

（7）当社による新株予約権の取得

1）当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。

2）当社は、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の者が有する新株予約権のう

ち、当社取締役会の定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権１個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができる。

3）その他本新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとする。

（8）合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途決定する。

（9）新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

（10）法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、2012年10月25日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以　上

別紙３
独立委員会委員略歴

○堀内雅生（ほりうちまさお）　当社社外監査役
【略歴】
昭和44年11月生まれ
平成４年４月　日本インベストメント・ファイナンス株式会社
（現　大和企業投資株式会社）入社
平成７年４月　株式会社インテリジェンス入社
平成10年３月　当社監査役就任（現任）
平成21年４月　株式会社USEN社長室内部統制担当部長就任
平成22年５月　税理士登録
平成22年12月　株式会社U-NEXT取締役管理本部長就任（現任）

※堀内雅生氏は、会社法第２条第16号に規定される当社社外監査役です。
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

○沼田功（ぬまたいさお）　当社社外監査役
【略歴】
昭和39年６月生まれ
昭和63年４月　大和証券株式会社入社
平成12年７月　ファイブアイズ・ネットワークス株式会社代表取締役就任（現任）
平成12年12月　当社監査役就任（現任）
平成21年12月　SBL株式会社代表取締役就任（現任）

※沼田功氏は、会社法第２条第16号に規定される当社社外監査役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。なお、当社は、東京証券取引所に対して、沼田功氏を当社の独立役員として届け出ております。

○中村直人（なかむらなおと）　弁護士
中村・角田・松本法律事務所
【略歴】
昭和35年１月生まれ
昭和57年10月　司法試験合格
昭和58年３月　一橋大学法学部卒業
昭和60年４月　司法研修所卒業
同　第二東京弁護士会登録、森綜合法律事務所所属
平成10年４月　日比谷パーク法律事務所開設、パートナー
平成15年２月　中村直人法律事務所開設（現中村・角田・松本法律事務所）

※同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都渋谷区桜丘町26番１号
セルリアンタワー東急ホテル内　地下２階ボールルーム
連絡先　03-3476-3000（ホテル代表番号）

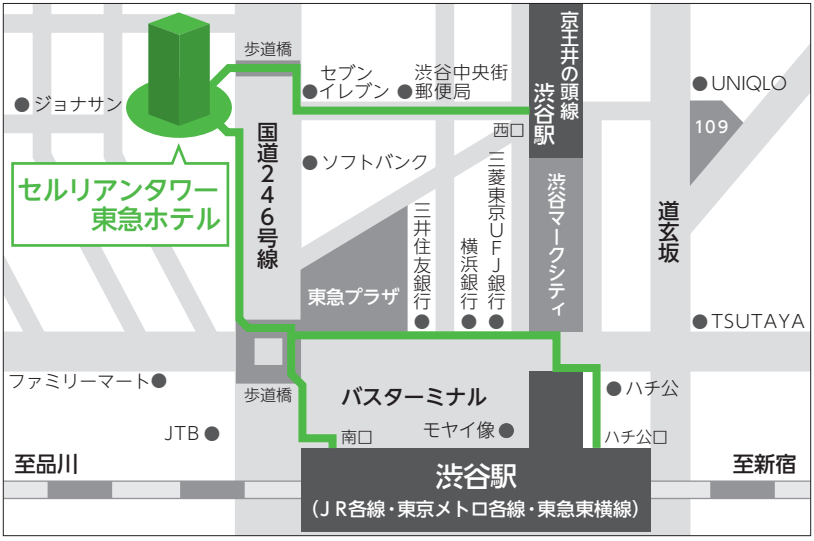

交通のご案内
■ＪＲ山手線・埼京線、東京メトロ銀座線・東京メトロ半蔵門線・東京メトロ副都心線、東急東横線・田園都市線、京王井の頭線の「渋谷駅」より徒歩５分

VEGETABLE OIL INK
UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。